ただし、紙入札方式は一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札のみとし、直接（持参）入札は認めない。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

⑴　本工事を対象に定める技術的要件　次に掲げる技術的要件（企業実績・技術者経験等）を有していること。

なお、2019年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完成していない工事についても、評価の対象とする。

①　一般競争参加資格の認定　開札時に阪神高速における「建築」に係る2019・2020年度（平成31・32年度）の一般競争参加資格の認定を受けている単体又は２者若しくは３者による特定建設共同企業体であること。

②　施工能力点　阪神高速における「建築」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算出した点数（施工能力点）が1,200点以上の単体又は代表者及び構成員の施工能力点が1,200点以上とする２者若しくは３者による特定建設工事共同企業体であること。

③　地域要件は設定しない。

④　施工実績　平成17年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す同種工事の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体としての施工実績の場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、阪神高速が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。また、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者及びその他の構成員が、平成17年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す工事の施工実績を有すること。

ⅰ．単体の場合は、下記に示す建築工事の施工実績を有すること。

「同種工事」

【民間工事の実績も有効】

・鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造（軽量鉄骨造除く）のいずれかで、高さ35m以上かつ延床面積3,500㎡以上の新築工事

ⅱ．特定建設工事共同企業体の場合は、次の通り

ア）代表者は上記ⅰ．に同じ。

イ）構成員は下記に示す建築工事の施工実績を有すること。

「同種工事」

【民間工事の実績も有効】

・鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造（軽量鉄骨造除く）のいずれかで、延床面積3,500㎡以上の新築工事

⑤　配置予定技術者　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、本工事の工期の開始時から専任で配置できること。

ⅰ．下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。

・一級建築士

・１級建築施工管理技士

ⅱ．平成17年度以降（過去15年度）に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す同種工事の工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業又は傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。なお、工事経験の取り扱いは、上記④の施工実績の取り扱いに同じ。

「同種工事」

【民間工事の実績も有効】

・鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造（軽量鉄骨造除く）のいずれかで、延床面積3,500㎡以上の新築工事

ⅲ．監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ⅳ．専任の監理技術者等にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書等提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑵　技術提案書及び品質確保体制確認書　本工事における技術的所見を記載した技術提案書（入札説明書別記様式４）及び品質確保のための体制に関する内容を記載した品質確保体制確認書（入札説明書別記様式５）（以下「技術提案書等」という。）が適切であること。また、技術提案書等は自己の責任において作成を行うこと。なお、技術提案書等が他の競争参加者のものと酷似していると認められる場合は、当該項目について最低評価とする。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。

⑶　阪神高速道路株式会社契約規則第６条　阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑷　会社更生法・民事再生法　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、当該手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。

⑸　工事成績評定点　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（2018年度及び2019年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、2018年度及び2019年度の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。

また、上記⑴に示す一般競争参加資格の認定と同じ工事工種で2019年７月１日以降の公告工事において、しゅん工時の工事成績評定点が50点未満の通知を受けた日の年度、翌年度でないこと、あるいは40点未満の通知を受けた日の年度、翌年度、翌々年度でないこと。

⑹　競争参加停止措置　申請書等の提出期限日から開札時までの期間に、阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

⑺　暴力団等排除措置規則　申請書等の提出期限日から開札時までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

⑻　設計業務等の受託者との関連　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、本工事に係る設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（詳細は入札説明書参照）

⑼　入札参加者間の資本・人的関係　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（詳細は入札説明書参照）

⑽　特定建設工事共同企業体　特定建設工事共同企業体の参加形態を認めている工事において、共同企業体を結成する場合には、入札説明書を参照すること。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格をもって入札し、下記⑵の評価項目の評価に応じて付与する点数及び品質確保のための体制の評価に応じて付与する点数などからなる技術評価点、並びに入札価格を点数評価した価格評価点から、総合評価値［総合評価値＝技術評価点＋価格評価点］を算出し、次の条件を満たす総合評価値の最も高い者を落札者とする。（詳細は入札説明書参照）

①　入札価格が契約制限価格の制限の範囲内であること。